

第一種動物取扱業の登録について

「登録の要件」

第一種動物取扱業者として登録を申請する場合、以下の要件を満たす必要があります。

- ・各事業所に必ず1名以上の動物取扱責任者及び重要事項説明者の設置（詳しくは「動物取扱責任者」及び「重要事項説明者」を参考）
- ・各業種ごとの登録時に必要な書類の準備（詳しくは「登録申請に必要な書類」を参考）
- ・申請者及び動物取扱責任者（法人にあっては役員）が「動物の愛護及び管理に関する法律」第12条第1項第1号から第6号までに該当していないこと。（参考様式第1を参考）
- ・登録申請手数料の準備（詳細については「登録申請手数料」を参考）
- ・業に供する動物の適正な取扱いのために必要な飼養施設を有し、又は営業の開始までにこれを設置する見込みがあること。（飼養施設を有しない場合はこの限りではない）。

以上の要件を満たしているかどうか確認の上、徳島県動物愛護管理センターまでご来所いただき、登録に必要な書類を提出し申請して下さい。

「第一種動物取扱業の業種」

業種	業の内容	該当する具体的な内容
販売	動物の小売り及び卸売り並びにそれらを目的とした繁殖又は輸入を行う業（その取り次ぎ又は代理を含む）	小売業者、卸売業者、販売目的の繁殖又は輸入を行う業者、露天による販売のための動物の飼養業者、飼養施設を持たないインターネット等による通信販売業者
保管	保管を目的に顧客の動物を預かる業	ペットホテル業者、美容業者（動物を預かる場合）、ペットシッター
貸出	愛玩、撮影、繁殖その他の目的で動物を貸し出す業	ペットレンタル業者、映画等のタレント・撮影モデル・繁殖用等の動物派遣業者
訓練	顧客の動物を預かり訓練を行う業	動物の訓練、調教業者、出張訓練業者
展示	動物を見せる業（動物とのふれあいの提供を含む）	動物園、水族館、動物ふれあいテーマパーク、移動動物園、動物サーカス、乗馬施設、アニマルセラピー業者（「ふれあい」を目的とする場合）
競りあっせん	動物の売買のあっせんを会場を設けて競りの方法により行う業	動物オークション業者（会場を設けて行う場合）
譲受飼養	動物を譲り受けてその飼養を行う業（当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する費用の全部又は一部を負担する場合に限る）	老犬・老猫ホーム

「登録申請方法」

徳島県動物愛護管理センターにご来所いただき、登録申請に必要な書類を提出し、申請していただきます。（書類の内容について確認、審査等がありますので郵送では受付られません）

「登録申請に必要な書類と登録申請手数料」

業種別、事業所別の登録が必要です。1業種につき20,000円の登録申請手数料が必要です。

例) 生体販売(販売業)とペットホテル(保管業)の両方を同一施設で行おうとする場合は、販売業と保管業の2業種の登録申請が必要になります。複数業種をまとめて登録申請する場合、第一種動物取扱業登録申請書は業種ごとに必要ですが、共通して使用できる添付書類は1部提出で足りません。なお、申請書正本にその写し1通を貼付してください。 ○:必須、■:場合により必要な書類

書類名	販売	保管	貸出し	訓練	展示	競り あっせん	譲受飼養
第一種動物取扱業登録申請書【様式第1】	○	○	○	○	○	○	○
第一種動物取扱業の実施の方法【様式第1別記】	○		○				
「動物の愛護及び管理に関する法律」第12条第1項第1号から第6号までに該当しないことを示す書類【参考様式第1】	○	○	○	○	○	○	○
飼養施設の平面図及び飼養施設の付近の見取図 ※飼養施設を有する場合	■	■	○	■	○	○	○
登記事項証明書、役員の氏名及び住所 ※申請者が法人の場合	■	■	■	■	■	■	■
事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有することを示す書類	○	○	○	○	○	○	○
動物取扱責任者、重要事項説明者の資格要件を証明する書類	○	○	○	○	○	○	○
犬猫等健康安全計画【様式第1別記2】 ※犬猫等販売業者の場合	■						

「登録申請から更新までの流れ」

登録申請書類により、飼養施設の種類、構造、規模や管理保管方法等が基準に適合しているか審査し、後日飼養施設の確認にお伺いします。2週間ほどで登録が完了し、第一種動物取扱業登録証が交付されます。

登録申請 → 書類審査 → 施設調査 → (約2週間) → 登録証交付 → 営業可能 → 5年後 登録更新

「登録の有効期限と登録更新手数料」

登録の有効期間は登録日から5年間です。第一種動物取扱業を継続する場合は、有効期限の末日までに更新の手続きと飼養施設の確認が必要です。更新の手続きがない場合は登録簿から抹消されます。1業種につき20,000円の登録更新手数料が必要です。

「動物取扱責任者」

事業所ごとに1名以上(複数業種の兼務は可能)の「動物取扱責任者」の設置が必要です。動物取扱責任者は常勤であり(他事業所との掛け持ち不可)、次の(1)～(3)のいずれかの資格要件を満たす必要があります。

(1) 申請業種に関する半年以上の実務経験がある

登録しようとする第一種動物取扱業の種別と同一種別、または実務経験があると認められる関連種別の事業所(県外でも可)での半年以上の実務経験があること

※相手方に実務経験証明書を準備していただく必要があります。

登録しようとする取扱業種別	飼養施設の有無	実務経験があることと認められる関連種別
販売	あり	販売(飼養施設あり)、貸出し
	なし	販売、貸出し
保管	あり	販売(飼養施設あり)、保管(飼養施設あり)、貸出し、訓練(飼養施設あり)、展示、譲受飼養
	なし	販売、保管、貸出し、訓練、展示
貸出し	あり	販売(飼養施設あり)、貸出し
訓練	あり	訓練(飼養施設あり)
	なし	訓練
展示	あり	展示
譲受飼養	あり	販売(飼養施設あり)、保管(飼養施設あり)、貸出し、訓練(飼養施設あり)、展示、譲受飼養、
競りあっせん	あり	競りあっせん

(2) 公平性・専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、申請業種に関する知識や技術を習得していることの証明を得ていること(トリマー養成学校、犬の訓練学校等)

(3) 公平性・専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、申請業種に関する知識や技術を習得していることの証明を得ていること

※下記の資格は環境省が知識及び技術を習得していることの証明として認めているものです。

資格	団体名	認められる種別（例）				
		販売	保管	貸出し	訓練	展示
獣医師	農林水産省	○	○	○	○	○
愛玩動物飼養管理士（1・2級）	公益社団法人日本愛玩動物協会	○	○	○	○	○
家庭動物管理士	一般社団法人全国ペット協会	○	○	○		○
JAHA認定家庭犬しつけインストラクター	公益社団法人日本動物病院協会	犬のみ○	犬のみ○	犬のみ○	犬のみ○	犬のみ○
動物看護師（3級）	公益社団法人日本動物病院協会 H24～ 動物看護師統一認定機構	○	○	○	○	○
公認訓練士	公益社団法人日本警察犬協会		○		○	
公認訓練士	一般社団法人ジャパンケネルクラブ		犬のみ○		犬のみ○	
愛犬飼育管理士	一般社団法人ジャパンケネルクラブ	犬のみ○	犬のみ○	犬のみ○	犬のみ○	犬のみ○
グッドシチズンテスト（Good Citizen Test）	優良家庭犬普及協会		○		○	
実験動物技術者（2級）	社団法人日本実験動物協会	○	○	○		○
乗馬指導者資格（初級）	公益社団法人全国乗馬倶楽部振興協会	○	○	○		○
乗馬指導者資格（中級）	公益社団法人全国乗馬倶楽部振興協会	○	○	○	○	○
地方競馬教養センター騎手過程修了者	地方共同法人 地方競馬全国協会	馬のみ○	馬のみ○	馬のみ○	馬のみ○	馬のみ○
愛護動物取扱管理士	一般社団法人新潟県動物愛護協会	○	○	○	○	○
公認馬術指導者資格コーチ	財団法人日本体育協会	○	○	○	○	○
公認馬術指導者資格指導者	財団法人日本体育協会	○	○	○	○	○
競技別指導者資格馬術上級コーチ	財団法人日本体育協会	○	○	○	○	○
競技別指導者資格馬術コーチ	財団法人日本体育協会	○	○	○	○	○
競技別指導者資格馬術指導員	財団法人日本体育協会	○	○	○	○	○
トリマー（初級、中級、上級、教師）	一般社団法人全日本動物専門教育協会	○	○	○	○	○
動物看護師（初級、中級、上級、教師）	一般社団法人全日本動物専門教育協会	○	○	○	○	○
家庭犬訓練士（初級、中級、上級、教師）	一般社団法人全日本動物専門教育協会	○	○	○	○	○
ペットシッター士（※H21年4月1日以降取得のみ）	NPO法人日本ペットシッター協会		○		○	
認定ペットシッター	ビジネス教育連盟ペットシッタースクール		○		○	
調教師	地方共同法人 地方競馬全国協会	○	○	○	○	○
動物取扱士（3級）	NPO法人九州鳥獣保護協会	○	○	○	○	○
小動物飼養販売管理士	協同組合ペット・サービスグループ（P S G）	○	○	○	○	○

「動物取扱責任者の研修受講と伝達」

動物取扱責任者は、自治体が主催する研修会を年1回以上、1回3時間以上受講しなければなりません。動物取扱責任者は、研修会で得た知識を、他の職員全員に伝達し習得させて下さい。

「重要事項説明者」

事業所ごとに重要事項説明者（顧客に対し適正な動物の飼育及び保管方法等に係る重要事項を説明できる職員）の配置が必要です。（動物取扱責任者と兼務が可能）

また、事業所以外の場所で動物の取扱い、重要事項の説明がされる場合（ペットシッター、出張訓練等）は、事業所以外の場所の重要事項説明者についても申請書に記載をお願いします。重要事項説明者の資格要件は動物取扱責任者の資格要件と同じです。

「飼養施設に必要な設備」

登録には、ケージ等（おり、かご、水槽等）、照明設備、給水設備、排水設備、洗浄設備、消毒設備、汚物・残さ等の廃棄物の集積設備、動物の死体の一時保管場所、餌の保管設備、清掃設備、空調設備（屋外施設を除く）、遮光設備（屋内施設を除く）、訓練場（事業所内で訓練を実施する訓練業のみ）が必要です。

「登録事項の変更」

①婚姻等による氏名の変更、法人代表者の変更、②事業所の名称、③動物取扱責任者の氏名、④主として取り扱う動物の種類及び数、⑤飼養施設の構造、規模（延べ床面積のうち30%の軽微なもの）、⑥法人役員の氏名、住所、⑦重要事項説明者の氏名、⑧既に販売業の登録があり、犬猫等の販売を始める、辞める場合、⑨営業時間、⑩犬猫等健康安全計画などの登録事項に変更がありましたら、第一種動物取扱業変更届出書（様式第7）の提出が必要です。

「第一種動物取扱業の廃止」

第一種動物取扱業を廃止した場合、申請者が死亡した場合、法人が解散または消滅した場合、廃業等届出書（様式第8）の提出と登録証の返納が必要です。申請者の死亡時、親族などが事業所を引き継ぐことは出来ません。

「登録証の再交付と再交付手数料」

登録証の亡失、滅失や記載事項の変更により登録証の再交付を受ける場合は、第一種動物取扱業登録証再交付申請書（様式第3）の提出と、手数料3,000円が必要です。